

第 32 号議案

神戸市公告式条例の一部を改正する条例の件

神戸市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告式条例の一部を改正する条例

神戸市公告式条例（昭和25年 8 月条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 5 条 前 3 条の規定は、本市規則並びに本市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、<u>本市規則については第 2 条中「市長が署名」とあるのは「市長名を記入」と</u>、本市各機関の定める規則その他の規程については<u>同条中「市長が署名」とあるのは「その機関名又は機関の代表者名を記入」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第 5 条 前 3 条の規定は、本市規則並びに本市各機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。この場合において、本市各機関の定める規則その他の規程については、<u>第 2 条中「市長」とあるのは「その機関又は機関の代表者」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

規則等の公布時に必要とされる署名を見直すに当たり，条例を改正する必要があるため。